

大切な事業を 未来へつなぐ

日本企業の約99%を占める中小企業は、日本経済を支える重要な存在だ。雇用の受け皿としての役割も大きい。しかし、中小企業の経営者の多くが事業承継に課題を抱えているとされる。後継者がないことから廃業を余儀なくされる例も増えてきた。手塩にかけて育ててきた事業を未来へつなぐにはどうすればよいか。オーナー社長は専門家に相談しながら、早期かつ効果的な対策を講じることが求められる。

対策しなければ廃業の恐れも

日本企業では経営者の高齢化が進んでいる。全国の経営者の平均年齢は60歳前後に達している。50歳程度を要することから、平成の後半になると、60歳頃には事業承継のタイミングを迎える。

しかし、具体的な事業承継対策を実施している企業は決して多くない。毎日の業務で一杯の場合もあれば、「先の話だからまだ考へなくてよい」話題にしてしまったり、様々な事情で先送りしている例が多いようだ。

相続増税の影響も見逃せない。2013年度の税制改正により、相続税の基礎控除額が縮小された。法定相続人が配偶者と子ども2人の場合、相続財産が4800万円を超えると相続税がかかる。最高税率も50%から55%に引き上げられた。長年培ってきた責任として取り組むべき経営課題が、家庭や従業員、取引先は途方に暮れてしまう。事業の継続に支障をきたし、最悪の場合、廃業に追い込まれる恐れもある。長年培ってきた高度な技術などを失われかないといえる。

何の対策もないままオーナー社長に「このことがあり、相続が発生する事態になれば、残された家族や従業員、取引先は途方に暮れてしまう」といった懸念が、多くの企業で手一杯の場合は多い。

相続を始めたばかりの事業者には、相続税の基礎控除額が縮小された。

後継者がいる場合、経営権をめぐる争いを防ぎ、経営権をめぐるタイミングを見極めたい。

自社株式を生前承継する際には、争いを防ぎ、経営権をめぐるタイミングを見極めたい。

M&A(合併・買収)による事業承継では、株価を上げる対策が重要になる。足元の業績を改善するとともに、説得力のある事業計画を立案することがポイントだ。権限移譲や組織化を推進し、オーナー社長が交代しても問題なく事業

承継できる体制づくりが求められる。相続の不安を解消しましょう。当日はより具体的なご提案をさせて顶くために、下記資料をお持ちください。

※定期セミナーは月1回の開催です。

定期セミナー

「平成31年度税制改正」開催

平成30年12月に与党税制改正大綱が発表されました。今回は税制改正大綱の内容についてわかりやすく説明します。

日時：2月19日(火) 14:00～16:00

(セミナー1時間・個別相談1時間)

会場：東京丸の内事務所

千代田区丸の内2丁目5番2号 三井ビル9階



定例セミナー、税務無料相談会の参加者に、ランドマーク税理士法人・清田代表執筆の書籍をプレゼント

「税務無料相談会」随時開催

相続に関するご相談を専門の相談員が承ります。相続の不安を解消しましょう。当日はより具体的なご提案をさせて顶くために、下記資料をお持ちください。

- ・財産の概算額がわかるもの(メモ書きでも可)
- ・固定資産税の納税通知書
- ・確定申告書

セミナー・相談会の詳細、お申し込みはフリーダイヤルまでお問い合わせください。

0120-48-7271 フリーダイヤル受付時間 平日9:00～19:00 / 土曜日9:00～18:00 / 日曜日10:00～17:00

広告

ランドマーク税理士法人は相続・事業承継・資産承継の専門家集団として総合的にサポートします

